

## 4 県が取り組むべき課題

前計画の達成見込状況及び県の廃棄物処理の現状、近年の社会の動向を踏まえ、県が取り組むべき主な課題は次のとおりとし、(2)(3)(4)(9)(10)については重点的に取り組むべき課題とします。

なお、その他の課題も含め、県で展開する施策は 53 ページの施策体系のとおりです。

重点的に取り組むべき課題

### (1) 県民、事業者と連携した 3R の推進

展開する主な施策： - 1 ~ - 7

県民一人 1 日当たりのごみ排出量（排出原単位）は減少傾向で推移しているものの、焼却されている廃棄物の中には、まだ食べることができる食品や、紙、布が多く含まれるなど、更なる削減や再資源化の余地が十分残されています。

産業廃棄物の排出量についても、減少傾向で推移していますが、排出量の変動要因となる経済の動向次第で今後大きく増加する可能性があることや、鉱さいやがれき類など、再生利用率が極めて高い品目がある一方で、汚泥の再生利用率は約 10% に留まるなど、再資源化が不十分な品目もあります。

これらの現状を踏まえ、循環型社会の構築に向け、県民、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割を理解した上で、各主体が連携し、3R を一層推進する必要があります。

### (2) 食品ロスの削減の推進

展開する主な施策： - 2

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品「食品ロス」の発生は、資源の浪費、処理コストの増加や焼却処理による CO<sub>2</sub> 排出や焼却灰の埋立等による環境負荷の増加に繋がっています。また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している日本において、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題であり、県としても、削減の推進を図っていかねばなりません。

食品ロスの削減のためには、消費者、事業者、関係団体、行政等の各主体が、削減の必要性や自らに求められる役割を理解し、具体的な行動に移すと同時に、相互に連携・協働して取り組むことが重要です。各主体の理解を深めるための更なる普及啓発を推進するとともに、多様な主体が連携するための体制を構築し、削減に向けて県を挙げて取り組んでいくことが必要です。

また、食品ロスの削減に取り組んだ上でも発生する食品廃棄物については、再生利用の推進が必要です。

## (3) プラスチック等資源の循環利用

展開する主な施策： - 1、 - 3、 - 6

一般廃棄物においては、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集実施市町村が、平成 25 年度の 33 市町村から平成 30 年度では 36 市町村に増加したものの、容器包装プラスチック、雑紙等の資源化可能な品目について、分別収集を実施していない市町村もあります。また、焼却ごみ中のビニール・合成樹脂等の割合が平成 30 年度で 27.3%と平成 25 年度の 23.3%より 4 ポイント増加しており、より一層の分別の徹底が必要です。

産業廃棄物においては、廃プラスチックの再生利用率が平成 25 年度の 54.7%から、平成 30 年度では 58%と若干増加していますが、最終処分率が高く、さらなる循環利用が必要です。

これらの現状を踏まえ、廃プラスチックの効果的な分別収集・リサイクルやワンウェイプラスチックの使用削減を推進する必要があります。

また、廃プラスチックに限らず、汚泥やバイオマス資源などの循環資源の利活用や各種リサイクル法に基づく指導の徹底により、資源の循環利用を進める必要があります。

## (4) PCB 廃棄物の適正処理の推進

展開する主な施策： - 2

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、安定性や絶縁性等の優れた特性から、幅広い用途に使用されましたが、その毒性が明らかになったことで昭和 47 年に製造中止となり、国が主導して回収・処理体制を構築することとされました。

しかし、処理施設の設置が進まないことなどから、約 30 年間にわたり、保管・使用が継続され、その後、「2028 年までに PCB 含有機器の処分を努力義務とする」としたストックホルム条約（平成 13 年 5 月）が採択されたことも踏まえ、平成 13 年 7 月に PCB 特別措置法が施行されて処理期限が定められるとともに、平成 17 年から国内 5 か所に順次処理施設が設置され、処理が開始されました。

PCB 廃棄物は、これまでに長期間の使用・保管がされているため、紛失や漏えいのおそれがあり、また、漏えい時の生活環境保全上のリスクも高いことから、速やかな状況把握と適正な保管及び処分が必要です。

このため、PCB 特別措置法の処分期限内における適正処理に向けて、未把握の PCB 廃棄物の掘り起こしを進め、保管事業者への適正処分の指導の徹底を図る必要があります。

また、低濃度 PCB 廃棄物についても、事業者に対して、処理期間内の適正処分の周知啓発及び指導を引き続き徹底する必要があります。

##### (5) 不法投棄の未然防止

展開する主な施策： - 6

一般廃棄物においては、新たな不法投棄件数は減少傾向にあるものの、道路や空き地、林地における廃家電等の不法投棄やいわゆるポイ捨てによるごみの散乱などが依然と発生している状況にあります。

産業廃棄物においては、不法投棄の件数は近年横ばいで推移していますが、未然防止のため、警察や関係機関等と連携したパトロールや監視体制を整備しています。

また、過去に不法投棄された産業廃棄物が現在でも多数残存しており、規模の大きい不法投棄の残存物の撤去は、行為者の資力等の都合により進んでおらず、これら不法投棄により周辺環境への支障のおそれのある場合は、行政代執行による支障除去が必要となります。

このため、大規模な不法投棄に発展する前の早期発見、未然防止が重要であり、引き続き不法投棄防止対策への取組が必要です。

##### (6) 高齢化社会への対応

展開する主な施策： - 8

高齢化社会の進展に伴い、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える世帯が増えてきており、こうした傾向は今後も続くと思込まれます。

また、使用済み紙おむつや在宅医療及び遺品整理等に伴って発生する廃棄物の増加も予想されるなど、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築が求められます。

##### (7) 持続可能な適正処理の確保

展開する主な施策： - 1 ~ - 4

市町村等が設置する一般廃棄物処理施設については老朽化が進んでいることから、今後、計画的な施設更新や長寿命化の検討が必要となっています。また、最終処分場については、残余容量は限られていることから、地域住民の理解のもと計画的に整備していく必要があります。

このような状況を踏まえ、県は、市町村等が施設整備を行う場合に、国の交付金制度の活用など、必要な助言等を行っていく必要があります。

また、産業廃棄物処理施設については民間事業者による整備が基本ですが、適正処理や資源化が困難な廃棄物の処理施設や、中小事業者のための処理施設等については、行政が関与した施設整備もひとつの選択肢と考えられます。

**( 8 ) 廃棄物エネルギーの活用推進**

展開する主な施策： - 6、 - 1、 - 2

地球温暖化対策として、廃棄物処理における CO<sub>2</sub> 排出量の削減が必要です。廃棄物処理施設の整備にあたっては、処理施設の省エネルギー化や電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進めるとともに、地域での廃棄物エネルギーの利活用を推進する必要があります。

また、廃棄物の焼却処理時における熱エネルギー回収による発電などの廃棄物エネルギーの利用推進は、CO<sub>2</sub> 排出量の削減に有効ですが、適正かつ効率的な規模での発電を行うための広域処理が進んでいない状況にあります。

さらに、廃棄物バイオマスの活用の促進も有効で、県内では様々なバイオマス活用の取組が展開されていますが、多くの取組が、原料収集段階での安定確保、変換段階での低コスト化、利用段階での需要拡大などの各段階での課題を抱えており、安定したバイオマスの活用とその拡大には、これらの課題を解決することが必要です。

**( 9 ) ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化の推進**

展開する主な施策： - 2

ごみ処理施設の約 89% が稼働してから 15 年以上経過しており、令和 7 年度にはその割合が 94% となります。今後、老朽化に伴う施設更新の時期を迎えることとなりますが、持続可能な適正処理を確保する上では、施設の強靱化や温室効果ガス排出量の削減による気候変動対策等の観点が求められています。

また、人口減少の進行によるごみ排出量の減少や廃棄物処理に係る担い手不足といった廃棄物処理の非効率化が懸念されています。

これらの現状を踏まえ、安定的かつ効率的な施設整備及び運営体制の構築が重要であり、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を進めていく必要があります。

**( 10 ) 災害廃棄物処理体制の強化**

展開する主な施策： - 1、 - 2

大規模災害発生時においても、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できる体制を強化していく必要があります。平時から災害による影響を想定し、仮置場の確保や県民への周知のほか、市町村、廃棄物処理事業者、県、近隣都県等との連携の確立や廃棄物処理施設の強靱化、人材育成など、処理体制の強化が不可欠です。

また、国の指針や災害における新たな課題等を踏まえ、県の災害廃棄物処理計画について、適宜見直しが必要です。

さらに、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、初動時の対応が重要であることから、県内全市町村において災害廃棄物処理計画を策定する必要があります。